

第 3 5 回小浜市農業委員会議事録

と き 令和 8 年 4 月 2 8 日 (火) 午後 4 時 0 0 分

と ころ 小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室

出席委員

1 番 岡田昌樹	2 番 早俊夫	3 番 福永信明
4 番 赤尾裕子	5 番 河嶋幸男	6 番 和田千代
7 番 東清俊	8 番 内田篤宏	9 番 岡本康次

欠席委員

10 番 松尾志信		

遅刻委員

出席事務局 畑中課長、奥村、荒木、時岡

令和8年4月28日（火）午後4時00分小浜市役所3階302会議室において、第35回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第150号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第151号 農地転用事業計画変更申請について
- 議案第152号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第153号 現況証明申請について
- 議案第154号 小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 議案第155号 小浜市農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第156号 小浜市農地利用最適推進委員の選任に関する規則について

- 報告第41号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について
- 報告第42号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

【議長】ただいまより第35回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

それでは、事務局より報告をお願いします。

<事務局長より4月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として6番和田委員、8番内田委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、4番赤尾委員、5番河嶋委員でした。

それでは、『議案第150号農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。

なお、7番委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第11条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。従いまして、関連する議案の審議に入る前に私から1番委員へ【議長】を代理いただき、その後退室させていただきます。それでは、事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、7番委員に関連する内容について審議を行いますので、ここからは1番委員に職務を代理委任します。<【議長】交代(席交代)>

【議長】代理 わずかの間ですが、代理で議事を進めさせていただきます。それでは7番委員は退室してください。

<7番委員退室>

【議長】代理 それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】代理 ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】代理 挙手全員ですので、『議案第150号農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定とさせていただきます。7番委員は入室してください。

<7番委員入室>

【議長】代理 それでは副会長に【議長】をお返しします。

<【議長】交代(席交代)>

【議長】それでは、残る内容についてご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第150号農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『議案第151号農地転用事業計画変更申請について』を上程いたします。
なお、案件につきましては、それぞれ申請人の呼び出しをしており、後ほど申請人から顛末の説明などを受けることとします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】ここで、1番、3番案件につきまして、申請人から顛末の説明などを受けることとします。申請人の入室を求めます。

<申請人が入室する>

【議長】申請人は自己紹介をしていただきまして、申請に係る経緯の説明をお願いします。

<申請人が説明する>

【議長】それでは質疑を行います。委員は申請者への質疑をお願いします。

【1番委員】戸数が変わらなかったら変更にならないだろうというのはどういう見解でしょう。

【申請人】許可書には8棟と書かれて下りてきて8棟建てるのだから、変更申請は必要ないだろうという判断。

【1番委員】図面はついてないんですか。

【事務局】図面は進達するときにも県へ提出しています。

【1番委員】この許可というのはどういう事業をどうやってするのか、資金はどうかというところまで審査した上での事業計画なので、道路つけかえても変わらんだろうという判断は今後やめてほしいと思います。

【申請人】それはもちろん。

【議長】他にご意見ないですか。ないようですので、申請人は退室をお願いします。ご説明ありがとうございました。

<申請人は退室する>

【議長】次に、2番案件につきまして、申請人から顛末の説明などを受けることとします。申請人の入室を求めます。

<申請人が入室する>

【議長】申請人は自己紹介をしていただきまして、申請に係る経緯の説明をお願いします。

<申請人が説明する>

【議長】それでは質疑を行います。委員は申請者への質疑をお願いします。

(質疑)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、申請人は退室をお願いします。ご説明ありがとうございました。

<申請人は退室する>

【議長】それでは、ご審議願います。

【5番委員】先ほど事務局からありました、前の担当者から今まで何回ぐらい指導したんですか。

【事務局】番号1と番号2に関しては別件で生守に行った際に前任が1回、事業計画変更をしてくださいと指導したと聞いております。今回の私からの件で2回になるかと思えます。

【5番委員】回数で聞いてしまったので2回となってしまったんですが数年間の間に指導を行ってきたということですね。そうすると今の発言と少しニュアンスが違う感じがするんです。それ忘れてました、とかそういう軽い言い方というか初めてののような言い方で、初めてなら仕方ないかと思ってしまいますんですが、指導されている後でもということならここは皆さん慎重に審議した方がいいのではないかと。

【事務局】先ほど議案でも説明させていただいたように今回の案件が初めてではないというか、事業計画変更はそうなんですけど今回のようにやってしまったあとの追認も今回が初めてではないので、意見書にはこう書くべきではないとか審議していただけたらなと思えます。

【1番委員】これ追認なのでダメやというたら元に戻せとなってしまいうん。だから追認はせざるを得ないんやけど。

【事務局】まずは計画変更などをしっかりすべきだと指導していくべきだと思いますし、うちの担当の中では土地が空いたから造成するというのではなく、どういう計画で造成するのか事前に___ロードマップというかそういうのをいただいたらどうかなと考えておりますのでそれも含めて検討したいと思えます。

【1番委員】実質、建売と言っているけど、行政書士は建売という説明ではなかった。分譲と。顛末書には建売と書いてあるけど。そういうところもあるので。現実の良い悪いところも含めて計画の変更というのは出てくると思うので。これは計画変更該当せんとそういう認識が。分譲であろうと建売であろうと変更になった時点で変更せなあかん。

【議長】何も罰則がないもので。始末書付けてここで謝ったらそれで済むのは。

【1番委員】元に戻せと原状回復命令出せば。

【9番委員】始末書の文言見ると「申請が必要であることは承知しておりましたが、申請を失念しておりました」

【議長】他にご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第151号農地転用事業計画変更申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第152号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、審議願います。

【9番委員】これさっきのは59㎡でこっちは77㎡、足すと137㎡。これの確認をお願いします。

【議長】他にご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の

方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第152号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第153号現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第153号現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『議案第154号小浜市農業振興地域整備計画の変更について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それでは、ご審議願います。

【8番委員】甲ヶ崎の〇〇さんって誰ですか。賦課金ももらったことないし。

【事務局】確認します。

【1番委員】この面積は_____。今後土地改良するときに困るな。

【事務局】組合長の同意は得られています。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、異議のない方は挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第154号小浜市農業振興地域整備計画の変更について』は、原案どおり異議なしとさせていただきます。

続きまして、『議案第155号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、異議のない方は挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第155号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

続きまして、『議案第156号小浜市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則について』を上程いたします。

<事務局説明する>

【議長】 それではご審議願います。

【1番委員】 今日では28日で締め切りは10日で終わっていて効力がいつから発生するか分からんけどあとの事務処理の関係はどうなるのかなど。

【事務局】 今、定数は25人なんですけど、ダメとなると再募集という形になるので。

【1番委員】 心配しているのは遡及せんでもいいんかなって。日付を遡ったりする必要があるのかないのかということ。

【事務局】 農業委員は行政委員なので辞令交付式等もありますので難しくなってくるのかなと思いますけど、法律上は推進委員の全体の定数は市の条例で定めてくださいと中身は小浜市農業委員会に任せますということなので、特に問題なければ推進委員の委嘱式も農業委員の辞令交付式が終わったあとに第1回の農業委員会を行いましてその後に行う予定ですので、農業委員会内で終わる話になってきますので、農業会議もそこは深堀はしないということでした。

【1番委員】 農業委員は6月の議会で選ばれるけど推進委員は別か。

【事務局】 農業委員は総務課から行政委員として登録されますけど推進委員は農業委員会から選ばれるので選任の仕方が異なってきます。

【〇〇推進委員】 加斗の推進委員は前々回は3名で前回は2名で今回は更に減って1名になってそうするとこの次はゼロになってもOKなんですか。

【事務局】 制度上ゼロになっても問題はないんですがやはりそこは事務局としては全体的に委員さんは居てほしいというのはありますので、理想は定数どおりに出てほしいです。

【〇〇推進委員】 定数増やすのではなく予備枠で置いておくのはあかんの。定数1になって次回2になるということはないので予備枠は設けておけんのかと。

【事務局】 次回27期の公募の際は改選のタイミングで変更することは可能ですので。

【事務局長】 今回の15名の推進委員さんの応募にちょうど15名いただきましたので、定員の中身は違うんですけどそこが例えば13とか14になりますと1つ前に戻させていただいて加斗からもう1名という形にさせていただきますので、今回はちょうど15名という枠は応募いただきましたので。

【8番委員】 内外海は2名が1名になってまた2名になったやん、辞めると言いなつたのを無理に頼みにいったんや。減らせるなら減らしてほしかった。

【1番委員】 そら気持ちは分かるけど地域のために。みんな断りたい。

【事務局】 1番委員のおっしゃるようにはぜひ願います。

(審議)

【議長】 他にご意見ないですか。ないようですので、原案どおり改正することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第156号小浜市農地利用最適化推進委員の選任に関する

る規則について』は、原案どおり改正させていただきます。

【議長】続きまして、『報告第41号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続きまして、『報告第42号農地法第18条第6項の規定による届出について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】これですべての議案を終了しました。

その他、何かございましたらお願いします。

【1番委員】〇〇さんの件で前回の委員会のために県との協議をいう話があったんやけどその経過はもしあったら。

【事務局】新しい許可申請をしたいという話があったので県と打ち合わせした結果、大前提として実現しない計画は許可が難しくなるということで、福井県からお願いしている事を出していただいてその上で新しい許可申請を出してくださいということで指導はさせていただきました。本来は今月上げる予定だったんですが県が求めている資料を準備する時間がなかったようで翌月以降に検討するといった状況でございます。

【議長】また、農業委員、農地利用最適化推進委員より農地利用最適化推進活動報告があればお願いします。

<農業委員、農地利用最適化推進委員より4月の農地利用最適化推進活動報告を行う>

<事務局事務連絡>

<事務局長来月の日程報告>

【議長】他にないようでしたら以上をもちまして、第35回農業委員会を終了させていただきます。

令和8年 月 日

【議長】

署名委員
